

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税等収納管理・滞納整理事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

石巻市長

## 公表日

平成29年7月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等収納管理・滞納整理事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う。</li> <li>・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理し、過不足金に係る還付・充当処理を行う。</li> <li>・納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行する。</li> <li>・市税等の口座振替処理を行う。</li> </ul> <p>【特定個人情報保護ファイルを用いた事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に関する情報を調査・照会する。</li> </ul>
③システムの名称	収納管理ユニット、滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税等収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>・番号法別表第一の以下の項 16,30,59,68</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>・番号法別表第2の以下の項 27,28,29,42,80,94</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	石巻市財務部納税課
②所属長	納税課長 水沼 俊宏

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	石巻市総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	石巻市財務部納税課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

